

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和3年11月9日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和3年4月21日
	訪問調査日	令和3年8月6日
	評価結果の確定日	令和3年11月1日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	認定こども園せんにしの丘	種 別	認定こども園		
事業所代表者名	園長 難波 富江	開設年月日	昭和52年9月1日		
設置主体	社会福祉法人 昌和福社会	定 員	265人	利用人数	279人
所 在 地	〒720-0004 広島県福山市御幸町中津原後平54-4				
電話番号	084-955-5070	FAX番号	084-955-5081		
ホームページアドレス	http://www.ho19.jp				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後57日~)から5歳児の保育	毎月:避難安全訓練, 身体測定, 誕生日会, 交通安全指導
○ 延長保育	食育保健指導
○ 障がい児保育	英語指導, たいそう指導, うた指導, かきかた指導,
○ 一時預かり保育(一般型・幼稚園型)	スイミング, 音体指導, エコクリーン
○ 休日保育事業	入園式, 卒園式, 親子遠足, 学区夏祭り, 運動会, 保育参加
○ 学童保育事業	運動会, 発表会, せんにしおたのしみかい, プール, 平和の会
○ 病後児保育事業	幼児音体フェスティバル, 劇団「飛行船」見学,
○ 地域子育て支援拠点事業(ゆうゆう広場, 子育てサポートステーションいくたす)	人権平和資料館見学, ファミリーハート
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 12 室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○ 乳児室 1 室	○会議室 1か所
○ 子育て支援室 1 室	○事務室 1か所
○ 保健(医務)室 1 室	○その他
	トイレ(7か所), 調理室(1か所), 調乳室(1か所) 沐浴室(1か所), 砂場(2か所), 足洗い場(3か所) プール(1か所),

職員の配置

職 種	人 数(うち常勤の人数)	職 種	人 数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	栄養士	3人(3人)
副園長(副所長)	1人(1人)	調理員	2人(1人)
教頭	1人(1人)	嘱託医	3人(0人)
主幹保育教諭	2人(2人)	看護師	1人(1人)
保育教諭	63人(48人)	事務員	1人(1人)
管理栄養士	2人(2人)	保育補助員	9人(9人)

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人昌和福祉会は昭和52年に設立後、時代のニーズに沿って3つの認定こども園や子育てサポートステーションなど地域の子育て支援の拠点とし、多機能な運営をされています。昭和52年に定員120名の千田西保育所として開園し、全面改築後、平成28年より幼保連携型認定こども園「認定こども園せんにしの丘」として、教育と保育を一体的に運営する現在の園に移行されました。各時代におけるさまざまな地域ニーズに素早く対応され、6時45分～22時までの長時間保育、休日保育、健康支援(病後児保育)、一時預かり保育(一般型)等の多様なサービスを提供されています。また、外国人講師による英語指導やかきかた指導、たいそう教室等、特徴のある教育にも積極的に取り組まれています。受け入れる子どもの人数も増えたことから、定員を265名に変更し、現在は、0～3歳は本棟、4・5歳は幼児棟と道路を隔てた2か所の園舎に分かれて保育が行われています。どちらの園舎も木の温かみがあり子どもたちが落ち着いて生活を送れる場所となっており、園内の畑で採れた野菜を積極的に給食に取り入れるなど、食育にも力を入れておられました。

第三者評価については、平成25年度に前身の旧千田西保育所として受審されており、今回は、認定こども園に移行されて初めての受審でした。前回受審時の改善点も見直し、今回も全職員で取り組んでいただきました。提供されるサービスが多様化することにより、人材確保等、様々な悩みを抱えておられることが窺えましたが、子育て支援施設として地域になくはならない存在となっておりますので、さらなる保育の充実をはかっていかれることを期待します。

◎特に評価の高い点

(1)中・長期的なビジョン及び事業計画の策定は、法人の理念ビジョンを実現するために中期(3年程度)長期(9年程度)計画を策定され、各年に実行すべき計画を設けられ、進捗状況も把握されています。また計画的に事業の見通しを持たれ、職員にも目標を共有することで、課題に関して連帯感や期待感を持たせる取り組みをされています。(管理運営編:No.3_中・長期的なビジョンと計画の明確化)

(2)社会保障制度や周辺地域の人口動態等を把握されるとともに、利用者や行政関係者と定期的な情報交換をされることで、ニーズを収集され、障害児の積極的な受入れや多角的な子育て支援事業(地域の子育て支援の拠点として)を具体的に事業計画に反映されています。実際に、早朝保育や夜間保育、放課後児童クラブ等、地域のニーズに沿った事業を展開され、今年度、0・1歳児を対象とした小規模保育事業も新たに計画されています。(管理運営編:No.7_経営環境の変化等への対応①)

(3)子供一人ひとりに関するサービス実施状況の記録は、児童の基本情報や日誌を専用ソフトでデータベース化され一人ひとりの記録を職員間で共有することで、記録が生きた情報として活用できるように取り組まれています。2017年度から「保育管理システム」を導入され、パソコンなどの環境整備もされ、正規職員は全員使用できるスキルを持たれ、新しい入職者にも教育される取り組みをされています。(管理運営編:No.27_サービス実施状況の記録)

(4)食育にも力を注がれており、園内で採れた野菜や果物を給食で提供されたり、食べ物と身体の関係に興味をもちながら食生活を進められるよう、年間の食育計画を基に、毎月、調理職員による「食育指導」も実施されています。(サービス編:No.12_食育の推進)

◎特に改善を求められる点

(1)新入職員向けや職員研修は実施されていますが、研修計画を作成されていませんでした。実施時期や実施目的等をまとめ、体系化した研修計画を示されることで、さらなる職員の質の向上につながるのではないのでしょうか。(管理運営編:No.11_職員の質の向上に向けた体制)

(2)サービス提供記録の開示手順については、マニュアルも整備され対応手順を流れとして認識されていますが、全職員に周知徹底が不十分であると認識されていますので、今後は全職員に周知する取り組みを行ってはいかがでしょうか。(管理運営編:No.28_記録の管理と開示)

(3)不審者を想定した訓練を実施されていますが、地元の交番や警備会社等、外部の専門機関と連携することにより、新たな気付きやチェックポイントが明らかになると考えます。現行のマニュアルがより实际的で現状に則した、より生きたものになるよう外部機関との連携を検討されてはいかがでしょうか。(サービス編:No.31_不審者対策)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたり、全職員で保育を振り返り、改善すべき点に気づくことができました。ルールはあるが徹底できていないところもあり、今回改善できたところや、今後さらに検討していく必要のあるところなど、職員間で確認することができました。保護者の皆さまの声も知ることができ、様々なご意見がとても参考になりました。

今後も続けていくべきこと、改善していくべきところをしっかりと整理して、今後もさらに安心して預けていただけるとともに、子ども達が安心して過ごせる園であるよう努力していきたいと思っております。

今後も、今取り組んでいることを継続し、改善したことが定着するよう、職員間の意識統一を図りながら、取り組んでいきたいと思っております。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人の理念として、児童福祉の原点「愛は生命である」を掲げられ、深い愛をもって、日々感謝の気持ちを忘れずに乳幼児に接するとともに、子どもだけでなく保護者も包み込む広い愛ある教育・保育事業を推進されています。 理念・基本方針は、各保育室等、園内の様々な場所に掲示されており、パンフレット、利用案内、ホームページ等にも明示されています。行事等の挨拶でも引用され、サービスを提供する側の職員だけではなく、日々の保育生活の中で理念・基本方針が保護者にも浸透するよう努めておられます。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	法人の理念・ビジョンの実現を目的に、「3年間の中期計画」「9年間の長期計画」を策定し、その中・長期計画をもとに、単年度の事業計画を設定されています。 年間の保育計画や行事計画は、職員会議等で検討され、事業計画に反映されています。事業計画も施設内の見える場所に掲示されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	組織構成や事務分掌を通じて、職員を組織の中で成長させていく仕組みがあり、新入職員が定着し、リーダーシップが発揮できるまで責任をもって指導されています。 子どもの処遇向上につながるように、財務分析等を通じて、職員の処遇向上に努めておられます。 経営状況については、同法人内の3事業所の職員間での内部監査実施や幹部会議で報告・確認されることで、各園の質の向上につながられています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	社会保障制度や周辺地域の人口動態等を把握されるとともに、利用者や行政関係者と定期的な情報交換をされることで、ニーズを収集され、障害児の積極的な受入れや多角的な子育て支援事業等を具体的に事業計画に反映されています。実際に、早朝保育や夜間保育、放課後児童クラブ等、地域のニーズに沿った事業を展開され、今年度、0・1歳児を対象とした小規模保育事業も新たに計画されています。 税理士による助言も受けられ、財務諸表から指標を抽出し、経営分析が行われています。施設整備後、認定こども園に移行され、収支も改善されているようです。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	多様な事業を実施されているため、法人内でも特に人材確保が難しいと感じておられますが、職員の資格取得を積極的に奨励し、パートから常勤、常勤から正規職員などの転換も柔軟に対応されています。直近では、キャリアパスに伴う賃金改善も実施され、職員のモチベーションの向上、離職率の低下にもつながっておられます。 新入職員の採用だけではなく、保育補助の育成にも力を入れておられます。また、高齢者雇用や職場内の転換制度など多様な働き方を実現されることで、離職率の低下や有給休暇・育児休暇の取りやすさ、時間外労働の減少にもつながっていると実感されています。 保育士や栄養士など、実習生も積極的に受け入れられています。マニュアルも整備され、将来の人材にもつながるように、短期から長期の実習まで指導担当者が、信頼関係を大切にしながら指導されています。 ◎新人研修や職員研修は実施されていますが、研修計画を作成されていませんでした。実施時期や実施目的等をまとめ、体系化した研修計画を示されることで、さらなる職員の質の向上につながるのではないのでしょうか。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	「子どもの安全確保」を保育事業における最大の責務と考えておられます。そのため、毎月の避難安全訓練や、保育・職場環境のチェックも定期的に行われています。 救急対応のマニュアルも整備されています。また、看護師を配置し、日常的な健康状態の管理や怪我等の対応をされています。怪我等が発生した場合は、職員会議で発生原因を話し合い、再発の防止に努めるようインシデントも活用し、マニュアルの見直しにも力を入れておられます。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO. 14-15	木を基調とした温かみのある園舎は、職員の意見を随所に反映し、快適性・衛生面・安全性、プライバシーにも配慮された設計となっています。子どもの受け入れ人数の増加に伴い、4・5歳児は幼児棟で保育されており、昼食時等に本棟に移動する必要があるなどの不便も感じておられますが、不便なことも子どもの経験につなげられ、施設を上手に活用されています。 清掃・掃除は決められた各係が毎日実施し、各責任者が確認されています。トイレ等にも臭気は感じませんでした。特に低年齢児の部屋・玩具等は、毎日時間をかけて丁寧に消毒し、衛生管理を徹底されています。コロナ禍においては、新しい生活スタイルでの生活空間や衛生対策の工夫が必要だと感じておられます。
	(5)地域との連携 自己評価：NO. 16	地域行事に積極的に参加することで、地域との関わりを大切にされています。近年は、地域貢献活動に力を入れ、ボランティア受け入れマニュアルも整備して、中学生から高校・大学生まで積極的にボランティアを受け入れておられます。登録制で、自主的にリピーターとなるボランティアも多くおられるようです。 地域とのつながりをもつことで、地域ニーズをくみ取り、多様な事業展開をされ、地域になくてはならない事業所となっております。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	所長会等を通じて、市内の民間保育所団体の中で制度の矛盾などの意見交換を行われ、行政にも、予算要望書等の意見を出されています。前回の第三者評価受審後から、わかりやすい表示や指標を添えるなどの工夫を凝らした財務諸表をホームページで公開されています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	一人ひとりの子どもを尊重したサービス提供については、法人理念・基本方針にも示されています。基本的人権は、大人・子どもと分け隔てなく、尊重されなければならないという思いを大切にされ、差別や思い込み、偏見のないよう、子どもの権利条約も確認されながら、正確な事実の把握に努めるよう指導されています。このことは、新人研修でも、重視されており、言葉や態度などには常に人権に配慮するよう指導され、私的・個人的な感情を持ち込まないよう冷静であることの重要性について伝えておられます。 プライバシー保護に関する事項は、利用案内にも記載して入所時に説明され、園のホームページ等で写真を公開する場合に備え、文書で承諾を得ておられます。しかし、保護者が撮影した写真のSNSへの投稿等、保護者のモラルの徹底を課題にあげられていました。 保護者への意向アンケートや、運営等に対する全般的なアンケートも定期的実施されており、保育内容や保育に関わる重要な決定は、園から丁寧に事前情報を提供し、保護者会役員会やクラス懇談で議論して決定するよう努めておられます。 また、保護者からは、毎日のおたよりノートでのやり取り、園内に設置された意見箱やメール等、複数の手段を通じて、直接意見を聞き取っておられます。年に数回の懇談会も開催され、保護者の自由な発言の機会も設けておられます。コロナ禍においても、少人数での開催など考慮しながら実施されています。 苦情解決の仕組みもフローチャート化され、迅速に対応できる体制を構築されています。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	第三者評価も定期的に受審されており、自己評価も継続して実施されています。受審結果はHPで公開され、改善の動機づけとされています。保育にかかる業務マニュアルを整備され、更新は、担当職員が管理し適切に行っておられます。 子ども一人ひとりの記録は、専用ソフトで管理・データベース化し、記録を職員全体で共有されています。正規職員はすべて記録を入力できるよう研修も実施し、職員室にパソコン環境も整えられています。 ◎サービス提供記録の開示手順については、マニュアルも整備され対応手順の流れとして認識されていますが、全職員に周知徹底が不十分であると認識されていますので、今後は全職員に周知する取り組みを行ってはいかががでしょうか。

<p>3 適切な福祉サービスの実施</p>	<p>(3)サービスの開始・ 継続 自己評価：NO. 29-32</p>	<p>理念・基本方針をはじめ、重要事項等、必要な情報が掲載されたパンフレット・ホームページを通じて、保護者や地域住民、学生にも情報発信されています。</p> <p>詳細な入園のしおりを準備され、子ども・保護者の不安がないよう、保育内容や園での過ごし方、準備物などの説明を行われ、入園・退園手続き、保育料の支払いについても情報提供されています。</p> <p>転園される場合は、保育要録を速やかに発送し、小学校や学童クラブ、児童発達支援センターとも情報を共有されています。</p> <p>◎提供されているサービスも多様化しているため、また、制度の変更等で保護者に情報提供する量も増えておられますが、パンフレットに掲載されている情報量が多と感じておられました。入園のしおり等と重複する項目も多いため、掲載する情報を整理し、保護者にわかりやすい広報媒体として今後検討されてはいかがでしょうか。</p>
---------------------------	--	---

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 事業所運営体制の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	月に一度の全職員対象の人権研修や毎日の昼礼を実施され、必要に応じて代表者の会議など職員間で情報共有する体制を取られています。時間調整などで全職員参加の工夫をされていますが、参加できなかった職員には、クラス内での伝達や記録の回覧等で周知されています。クラス単位、園長・主任、栄養士や看護師等の専門職など内容によって相談し、指導・助言を受けられるような体制を取られています。衛生委員会では、勤務状況や行事内容等を把握し、対応策や解決策を検討されています。保育管理システムを使用され、子どもや職員の情報を管理されています。子どもの保育情報等は記録様式を統一し、必要な場合にすぐに確認できるよう保管場所・記録方法を職員が周知されています。◎衛生委員会の内容が、「ヒヤリ・ハット事例」の検討など、安全に関わるテーマを取り上げる機会が多くなっておられるようです。今一度、衛生委員会の規程の見直しをされ、衛生委員会が本来協議すべき事項を再確認して頂き、労働規程等、衛生委員会規定に沿った協議内容になるよう、検討されることを提案します。
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	例年、祖父母との交流会「ファミリーハート」や地域行事への参加、中高生や保育士をめざす学生のボランティアの受け入れ、外国人講師による英語指導など、さまざまな人や文化への関わりを大切にされています。現在、年齢別に園舎が分かれているため、異年齢交流が難しいと感じておられ、計画的な交流を検討されていました。クラス活動で必要な場合は、順番などを性別で分けられることもありますが、職員は、研修等を通じて、「男の子だから」「女の子だから」と性別による押し付けにならないよう意識した保育を心がけられています。
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	健康管理については、まず、保護者が入園時に記入した既往歴・予防接種の状況を職員間で共有されています。園での体調変化・怪我は、看護師の助言を受けながら対応されており、状況に応じて、降園後の電話連絡・家庭訪問で、保護者と連携を取られています。保育途中に体調が悪化した場合は、看護師または保育教諭が付き添っておられます。嘱託医による内科・歯科検診を年に2回実施されており、結果は統一した書式で記録され、パート職員を含む全職員に周知するとともに、保護者にも伝えておられます。食育にも力を注がれており、園内で採れた野菜や果物を給食で提供されたり、食べ物と身体の関係に興味をもちながら食生活を進められるよう、年間の食育計画を基に、毎月、調理職員による「食育指導」も実施されています。アレルギーの除去食は、かかりつけ医の指示書をもとに、保護者と連携して提供されています。食事提供マニュアルも整備され、取り間違えのないよう配膳の工夫もされています。保護者には、毎月「いただきますだより」で献立を周知されている他、毎日昼食・おやつ・夕食のサンプルを展示してわかりやすく伝えておられます。多くの園児・職員の給食と合わせて、夕食の提供もされているため、給食担当の職員の健康状態にも配慮していただきたいと思います。
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	毎日の掃除・消毒に加え、特にコロナ禍においては、室内や玩具の消毒・換気を行うなど、衛生管理に努めておられます。遊具や室内設備等はチェックリストに沿って月に一度点検をされています。園庭にも日よけテントを設置されるなど、室内・屋外共に子どもが心地よく過ごせるよう配慮されています。園庭での遊び以外にも、園外の公園や散歩コースも利用し、自然に触れたり屋外での活動を取り入れておられます。子どもが自発性を発揮できるような働きかけと環境づくりは保育計画にも記載され、保育環境や玩具・遊具などを子どもの年齢や興味・関心に合わせて各クラスで検討・用意されています。特に4・5歳児は、自分たちで好きな遊びが選択できる環境が整えられています。

<p style="text-align: center;">2 子どもの 発達援助</p>	<p style="text-align: center;">(4)保育内容 自己評価：NO.18-23</p>	<p>乳児保育では、ミルク・睡眠など一人ひとりの状況に応じた保育を心がけられ、初めての育児で不安を抱える保護者にも栄養士や看護師等を交えた関係づくりを大切にしておられます。産休明けで預かる乳児もおられ、SIDSには特に注意し、乳児保育に関わる職員全員が知識を持ち、睡眠チェックを実施されています。</p> <p>22時までの延長保育にも対応されており、子どもたちは、利用時間に合わせて、おやつ・軽食・夕食を食べ、異年齢の子どもたちと関わりを持ちながら過ごしています。日中の様子を伝えるために、担任と延長保育担当者で引き継ぎをして、保護者との連携を取られ、必要に応じて、帰宅後の生活リズムや食事の状況を把握するよう努めておられます。</p> <p>発達障害や知的障害の子どもも積極的に受け入れられているため、必要に応じて医療機関や専門機関からの相談・助言を受けられています。障害児保育に関する研修も積極的に受講し、正しい認識が持てるよう取り組んでおられます。一緒に生活する子どもたちにも、障害がある子どもを理解してもらえるよう、働きかけておられます。</p>
<p style="text-align: center;">3 子育て支援</p>	<p style="text-align: center;">(1)保護者等への支援 自己評価：NO.24-28</p>	<p>年1～2回、クラス懇談会を実施され、クラスの様子を伝えたり、保護者同士の交流の機会とされています。毎月2回発行されるクラスだよりで、クラスの様子や取り組みを保護者に伝えられる他、毎日、おたより帳や写真で活動を伝える掲示、送迎時の会話を通して子どもの生活の様子・成長などを伝え、保護者と共有されています。行事後は、アンケートで保護者の意見を聞き取られています。</p> <p>相談内容は、苦情・要望・相談などのさまざまなケースについて記録し、保管されています。苦情解決の仕組みは運営規程にも記載し、対応されています。</p> <p>子どもの状態については、衣服の着脱や発育計測の際に把握され、登園時は、必ず目視による確認を行い、健康把握に努めておられます。子どもの変化や保護者との会話で気づいたことは職員同士で共有し、複数の目で確認され、虐待や不適切な養育が疑われた場合は、市区町担当者や子ども家庭センターへ通報されていますが、保護者との良好な関係作りが難しいと感じておられました。</p> <p>◎怪我の発見や長期欠席の子どもが虐待につながるケースが多いため、日常的な気づきを記録に残され、長期的に継続した経過観察を行える体制を整備されることを提案します。また、マニュアルをもとに、虐待についての定期的な職員研修の実施などを通して、職員への意識確認・統一をはかれるとよいのではないのでしょうか。</p>
<p style="text-align: center;">4 子どもの 安全</p>	<p style="text-align: center;">(1)安全・事故防止 自己評価：NO.29-31</p>	<p>職員会議等で、感染症予防についても周知徹底されており、感染症が発生した場合も、作成されたマニュアルに沿って対応されています。保護者に対しても、「おひさまだより」や「感染症のおしらせ」を通して、感染症の流行を伝え、対処法や予防法を啓発されています。子どもたちにも月に1回の「保育指導」で、感染予防等について話をされています。</p> <p>子どもの状態急変等、緊急事態に備えて、緊急連絡先を把握し、火災や地震への備えとして、月に1回、避難安全訓練を実施されています。園内で事故発生の場合は、事故報告やインシデントレポートで、原因や状況を把握し、事故を未然に防ぐための意識や保護者対応方法について職員間で共有されています。不審者の侵入を想定した防犯訓練も年に3回実施され、マニュアルも作成されています。</p> <p>◎インシデントレポートは確認できましたが、ヒヤリ・ハットの報告は衛生委員会の中で報告されていました。事故が起こる前のヒヤリ・ハット事例を蓄積し、アクシデントが発生する前に、問題点を見つけ出し、改善する為にもPDCAサイクルを絶えず回していけるような体制整備を検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎不審者を想定した訓練はマニュアルに沿って実施されていますが、外部の専門機関と連携した実践訓練は実施されていません。専門的な機関と定期的に連携することで、訓練のマンネリ化も防止され、新たな視点も浮かびあがって来るものと考えます。現行のマニュアルが絶えず現状に則したものに改良され、より実践的に生きたものになるよう、地元の交番や警備会社等との定期的な連携を検討されてはいかがでしょうか。</p>

5 地域との 関わり	(1)関係機関及び地域 との連携 自己評価：NO.32-34	発達に課題のある子どもの支援や、小学校との連携など、必要に応じて専門機関と連携されています。また、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーでもあるため、要保護児童の早期発見や保護に協力されています。 地域の子育てニーズをすばやくキャッチし、マタニティーサークル、商業施設での子育て相談、発達が気になる子どものサークル、園庭開放、放課後児童クラブ等、様々な育児支援を実施されています。また、一時保育、日曜・祝日にも保育が必要な子どもを対象としてのホリデー保育も実施し、他園の子どもも広く受け入れられるなど、地域の子育て支援の重要な拠点となっています。
------------------	--------------------------------------	--

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	A	○
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	B	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	B	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営体制の基本

(1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2)健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	B	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	B	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	B	○

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	